

南あわじ市 農業委員会だよい



～かけがえのない農地と担い手を守り、力強い農業をつくる「かけ橋」～

第7号

平成21年8月発行

編集・発行 南あわじ市農業委員会

〒656-0492

南あわじ市市福永358番地1

TEL(0799)43-5029 FAX(0799)43-5126



熱心に意見交換が行われました。(農業委員会と認定農業者との意見交換会)



南あわじ市農業委員会
会長 長尾文善

農家に支援を!

皆様方には、益々ご健勝でご活躍のこととお慶び申し上げます。常日頃は農業委員会の業務について格別のご協力、ご支援を頂き衷心より厚くお礼申し上げます。

さて、私たち農業委員も昨年8月1日に就任してはや一年が過ぎ二年目に入りました。この間、6月には、集落営農に関する国・県採択補助事業に対して、関係三団体と共に、市としての随伴補助を要望し、7月には、農業委員会が持つ代表機能を活かした活動を行うために、地域農業の中心的な担い手である認定農業者連絡協議会役員さん、関係農業団体及び行政機関と意見交換会を行ったところです。

また国では、農地の権利移動規制を緩和する一方、転用規制を強化するなどの農地法等農地制度の改正が参議院で6月17日に可決され、改正法は年内に施行されます。そのため私たち農業委員は、農業委員会組織の役割の重要性を深く認識し、改正法の周知を図ると共に、所掌事務の公平かつ公正な処理に努め参ります。

つきましては、南あわじ市農業の振興と活動ある農村づくりに向けて力いっぱい取り組む所存でございますので皆様方の格別のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

～活動報告～

農林振興事業等補助に伴う市の随伴補助について（要望）

初夏の候、貴職には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃は、市政全般、特に農業振興に多大なご尽力を頂き厚くお礼申し上げます。

さて、平成17年1月11日に三原郡4町が合併し、新市が誕生して早4年が過ぎ、旧町の垣根が取り除かれる中、各団体と協力して温暖な気候の三原平野の第一次産業（農業）を中心として、市民の食の安心・安全を守るために全力をあげて取り組んでいるところであります。

しかしながら農産物をめぐる規制緩和、産業構造の変化、肥料・農薬の価格の高騰、並びに産業の破たんなどから農業を取り巻く環境変化は非常に厳しいものがあります。また、農業従事者の高齢化、後継者不足による遊休・荒廃農地等の増加に歯止めをかけ、農地の流動化の推進と担い手を育成する取組みが必要であると考えております。

つきましては、農業生産を維持・拡大するためには、農作業の機械化・省力化が不可欠であり、集落営農組織を育成、確保する観点から各集落で取組んでいる国・県採択の農林振興関係事業については要綱等を制定の上、市の随伴補助を交付していただきますよう要望いたします。

平成21年6月22日

南あわじ市長 中田 勝久 様

南あわじ市農業委員会長
南あわじ市認定農業者連絡協議会長
あわじ島農業協同組合代表理事組合長
淡路島酪農農業協同組合代表理事組合長



中田市長に要望書を手渡す長尾会長と船本職務代理者

元気な南あわじ農業を維持・発展させていくためには、機械化、省力化が不可欠となってきます。
6月22日、担い手となる集落営農組織を育成、確保していくため、国や県採択の関係事業に対し市への随伴補助を、市認定農業者連絡協議会・あわじ島農業協同組合・淡路島酪農農業協同組合・市農業委員会の連名で中田市長に要望しました。

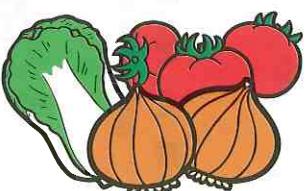


農地パトロールを実施



定例総会

意見交換会では、○機械購入等の補助などの情報が欲しい○支援施策などの周知方法（広報等利用しては）○認定農業者の審査方法について○農振除外・農地転用の厳格化・優良農地の保全、確保について等、出席者から活発な意見が出されました。



よりよい南あわじ農業をめざして

7月28日、昨年に続いて2回目となる『農業委員会と認定農業者との意見交換会』が行われました。農業委員と認定農業者が意見を出し合い、共に考える機会をもつことで、南あわじ農業の発展を図ることを目的としています。まず最初に研修会として、洲本農林水産振興事務所により年内に施行予定の農地法等改正法と認定農業者等担い手への支援施策についての説明が行われました。改正法では、農地の利用促進を図るため、貸借による権利移動規制を大幅に緩和する一方、転用規制については強化されることとなります。

続いて、あわじ島農業協同組合より野菜価格安定制度について説明が行われました。

意見交換会では、○機械購入等の補助などの情報が欲しい○支援施策などの周知方法（広報等利用しては）○認定農業者の審査方法について○農振除外・農地転用の厳格化・優良農地の保全、

守るう農地

農業者の減少・高齢化、鳥獣害等により耕作放棄地は年々増加傾向にあります。雑草が生い茂ると害虫の発生、いのしし・鹿などのすみかとなり周囲の農地へ悪影響が及びます。

農業委員会では、昨年に引き続き『耕作放棄地全体調査』を行い、耕作放棄地の把握、解消・規模拡大農家の利用集積をすすめていきたいと考えています。

年内施行予定の改正農地法では、「農地の所有者・借受者は、適切かつ効率的な農地利用を確保するようにしなければならない」とする責務規定が新たに設けられます。

農地の適切な管理をお願いします。



おしゃりせー

農協選任委員の
交代がありました。



原口 守博
(神代國衙)
はらぐち もりひろ

※委員の交代により、一部担当地区の
変更がありました。
○松帆脇田・山口 弘委員

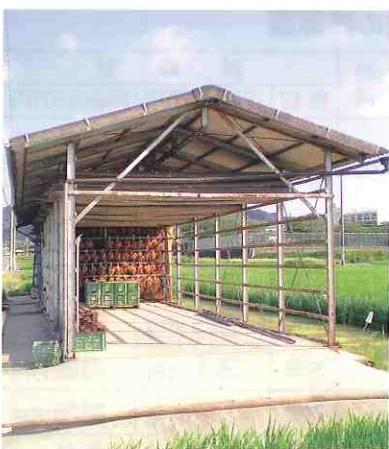
農業委員会の日程

○申請書等受付締切 每月5日

(閉庁日の場合は前日)

○総会 每月20日頃

申請についてのご相談はお早めに
お願いします。



農業用施設を 建築する場合は：

農地改良を行ふ場合は：

自分の所有する農地に農業用施設を建築する場合は、転用面積によつて農業委員会への届出と県知事の許可とに区分されます。転用面積が200m未満であるときは、農業委員会への届出、200m以上のときは県知事の許可が必要となります。

農業用施設の中でも玉ねぎ小屋については、土間をコンクリート張りする場合、または転用面積が100m以上200m未満になる場合には農業委員会への届出を必要としていました。

この度取り扱いの見直しが行われ、施設の使用目的が玉ねぎの貯蔵のみであり、農機具・資材等の保管（農業用倉庫としての兼用）などに使用しない場合は土間をコンクリート張りしても転用面積が100m未満のものについては届出不要となります。

農地の生産性を向上させるため所有者自らが農地の嵩上げ（客土）などの工事を行う時、工事期間が3ヶ月以内でかつ面積が3,000m未満の場合は農業委員会への届出が必要となります。

期間又は面積を超える場合や土木業者等が農地を土捨て場として利用し、その結果として農地改良につながるような場合は、土捨て 자체が転用行為に当たり、一時転用として県知事の許可が必要となります。

全国的に農地改良と称した産業廃棄物、建設発生土の不法投棄が問題となっています。農地改良を行う場合は内容に応じた適正な手続きをして下さい。

全国農業新聞の購読を！

全国農業新聞は農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が発行する週刊の農業総合専門紙です。経営とくらしに役立つ情報満載。ぜひ購読を！

購読料 1ヶ月 600円
(送料、税込み)

お申し込みは地元農業委員もしくは農業委員会事務局まで。

農業者の皆さん、老後の備えは万全ですか？



農業者年金受給及び加入対象者への制度説明会を8月7日、兵庫県農業会議職員を迎えて、三原公民館にて開催しました。

農業者年金は、農業者のための公的年金で、自ら納めた保険料とその運用収入を、将来受給する年金の原資として積み立てていき、この年金原資の額に応じて年金額が決まる確定拠出型の年金です。加入者・受給者の数に左右されにくい安定した年金制度で、運用利回りの状況などで保険料が引き上げされることもありません。国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60才未満の方なら誰でも加入頂けます。



農業者年金制度説明会

農業者年金は老後生活をがっちりサポート

農業者年金のメリット

- 少子・高齢時代に強い積立方式の年金!
- 終身年金で80歳までの保証付き!
- 支払った保険料は全額社会保険料控除!
- 手厚い政策支援! 保険料に国庫補助も

～農業者の方なら広くご加入いただけます～

一定の要件を満たす方に月額最高1万円、
通算すると最大で216万円

公的年金
ならではの
税制上の
優遇措置

農業者年金の試算額

加入年齢	納付期間	試算額		
		性別	保険料2万円	保険料3万円
20歳	40年	男性	91万円	136万円
		女性	79万円	118万円
30歳	30年	男性	60万円	90万円
		女性	52万円	78万円
40歳	20年	男性	35万円	53万円
		女性	31万円	46万円
50歳	10年	男性	16万円	23万円
		女性	14万円	20万円

※この試算は、65歳までの付利利率が2.30%、65歳以降の予定期率が1.55%となった場合の試算です。

付利利率2.30%は農業者年金において期待される運用収益をもとに設定した率、予定期率1.55%は農林水産省告示（H21.4.1施行）により定められている率です。

保険料支払いによる節税効果の試算（所得税・住民税）

税率	保険料の額が		
	月額2万円 (年額24万円)の場合	月額5万円 (年額60万円)の場合	月額6.7万円 (年額80.4万円)の場合
15%の場合	36,000円	90,000円	120,600円
20%の場合	48,000円	120,000円	160,800円
30%の場合	72,000円	180,000円	241,200円

●各欄の金額が節税効果で、保険料支払い後も適用される税率に変動がないものとして試算しています。

老後の備えは、
農業者年金で安心！

お問い合わせは南あわじ市農業委員会・JAあわじ島におたずねください。

南あわじ市農業委員会 南あわじ市市福永358番地1 TEL 0799-43-5029
あわじ島農業協同組合 南あわじ市市青木18番地1 TEL 0799-42-5200